

(お 知 ら せ)

2024年3月8日
中国電力株式会社

首都圏のお客さま向け料金等の見直しについて

当社は、各一般送配電事業者が2024年4月1日から実施する託送料金の変更を踏まえ、首都圏*のご家庭などのお客さま向けに提供している料金メニュー「ぐっとずっと。プラン シンプルコース (東京電力エリア)」を見直すこととしましたのでお知らせします。

1. 料金単価の見直し

2024年4月1日以降のご使用分から、以下のとおり電力量料金単価の引下げを行います。

	単位	現行単価	見直し後単価	差
電力量料金	1kWh	36.91 円	36.87 円	▲0.04 円
最低月額料金	1 契約	3,300 円	3,300 円	0 円

注1：現行単価および見直し後単価には消費税等相当額を含み、燃料費調整額を含みません。

注2：ご使用分の電力量料金（燃料費調整額を含み、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く）が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計がご請求額となります。

【参考】ご家庭への影響額（ひと月あたり260kWh ご使用の場合）

契約種別	ご使用量	現行料金	見直し後料金	見直し影響額
シンプルコース	260kWh	7,566 円	7,555 円	▲11 円

注：1 か月を通して現行／見直し後の料金単価が適用された場合の金額で、消費税等相当額、燃料費調整額（2024年4月分、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による特別措置〔▲3.5円/kWh〕を含む）および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

2. 料金以外の供給条件の見直し

今回の料金見直しに合わせ、2024年4月1日以降のご使用分から供給条件を以下のとおり見直します。なお、本見直しは、民法への適切な対応の観点から実施するものであり、お客さまのご負担に影響するものではありません。

項目	見直し内容
約款等の変更に関する規定の変更	・民法第548条の4の規定にもとづき、約款または料金表を変更することがあること、また、その場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款および料金表による旨を規定します。

※ 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼地域を除きます）、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）。

以 上

<お問い合わせ先>

東京電力エリア専用 フリーダイヤル

0120-715-055

(受付時間)

9時～20時（土・日・祝日・年末年始を除く）